
さいたま市
サーマルエネルギーセンター整備事業
事業間連携に係る協定書（案）

令和元年9月30日

さいたま市

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業

事業間連携に係る協定書

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（以下「**本事業**」という。）の実施に関し、さいたま市（以下「**市**」という。）、事業者（DBO）（第1条で定義する。）及び事業者（リサイクル0）（第1条で定義する。）は、次のとおり協定（以下「**本協定**」という。）を締結する。

（目的等）

第1条 本協定は、市、事業者（DBO）及び事業者（リサイクル0）の三者が互いに協力し、本事業の円滑な遂行とサーマルエネルギーセンター（以下「**本施設**」という。）の安定稼働のために、三者間で必要な協力、情報開示等に関する条件等を定めることを目的とする。

2 本協定において使用する用語は、本協定に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）入札説明書及びさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（リサイクル0）入札説明書に定義された意味又は次の各号所定の意味を有するものとする。

- (1) 「**事業（DBO）**」とは、本事業のうち、さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）をいう。
- (2) 「**事業（リサイクル0）**」とは、本事業のうち、さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（リサイクル0）をいう。
- (3) 「**事業者（DBO）**」とは、事業（DBO）の受注者の構成企業のうち、代表企業である【○】、マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を担当する構成員である【○】及び運営事業者である【○】を個別に又は総称していう。
- (4) 「**事業者（リサイクル0）**」とは、事業（リサイクル0）の受注者である【単独の企業又は○共同企業体】をいう。
- (5) 「**運営対象施設（DBO）**」とは、本施設のうち、事業（DBO）の運営対象となる施設をいう。
- (6) 「**運営対象施設（リサイクル0）**」とは、本施設のうち、事業（リサイクル0）の運営対象となる施設をいう。
- (7) 「**運営期間**」とは、2025年4月1日から2040年3月31日までをいう。
- (8) 「**運営準備期間**」とは、事業（DBO）及び事業（リサイクル0）の各事業の事業契約締結日から2025年3月31日までをいう。
- (9) 「**建設事業者**」とは、事業（DBO）の受注者の構成企業のうち、事業（DBO）の設計・建設業務を担当する【単独の企業又は○○○特定建設工事共同企業体】をいう。
- (10) 「**建設対象施設**」とは、事業（DBO）のうち本施設の設計・建設に係る業務において新規に建設される高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル推進施設を総称していう。
- (11) 「**要求水準書等（DBO）**」とは、事業（DBO）の入札に係る入札公告に際して市が公表した要求水準書、入札説明書及び質問回答書を総称していう。
- (12) 「**要求水準書等（リサイクル0）**」とは、事業（リサイクル0）の入札に係る入札公告に際して市が公表した要求水準書、入札説明書及び質問回答書を総称していう。

（事業者間の協力）

第2条 事業者（DBO）及び事業者（リサイクル0）は、相互に協力して事業（DBO）及び事業（リサイクル0）の各運営業務を履行しなければならない。

(事業者間の情報の開示等)

第3条 事業者（DBO）は、事業者（リサイクル0）が運営対象施設（リサイクル0）を運営するにあたり必要となる資料を提供するものとする。提供する資料は、別紙1第1項に規定する資料を基本とする。

- 2 事業者（リサイクル0）は、事業者（DBO）が運営対象施設（DBO）を運営するにあたり必要となる資料を提供するものとする。提供する資料は、別紙1第2項に規定する資料を基本とする。
- 3 前二項に規定する資料以外で、事業者（DBO）又は事業者（リサイクル0）が保有する資料について、業務遂行上必要と市が合理的に認める場合には、事業者（DBO）は事業者（リサイクル0）に対して、事業者（リサイクル0）は事業者（DBO）に対して、それぞれ当該資料を提供するものとする。

(設計・建設期間における三者協議)

第4条 本施設の設計・建設にあたり、事業者（リサイクル0）の人員体制、業務の履行方法等を踏まえた運営対象施設（リサイクル0）（駐車場等の事業者（リサイクル0）が使用する施設・設備等を含む。以下本条において同じ。）とするため、事業（DBO）の設計・建設期間（ただし、事業（リサイクル0）の事業契約締結日以降とする。）に、市、建設事業者及び事業者（リサイクル0）は、運営対象施設（リサイクル0）に係る三者協議を行う。

- 2 建設事業者は、前項に定める三者協議で示された事業者（リサイクル0）の意見・要望等の反映に最大限努めるものとする。

(事業者（リサイクル0）の運営準備に対する協力等)

第5条 建設事業者が事業者（リサイクル0）に対して行う運転指導に関して、次の各号のとおり規定する。

- (1) 建設事業者は、事業（リサイクル0）の運営期間の始期までに、要求水準書等（DBO）に基づき、事業者（リサイクル0）に対して運営対象施設（リサイクル0）の運転指導（運転指導において必要な事業者（リサイクル0）からの質問に対する回答を含む。）を行う。
 - (2) 運転指導の内容、実施時期及び期間は、市、建設事業者及び事業者（リサイクル0）間の協議により決定するものとする。
 - (3) 運転指導に係る建設事業者の経費は建設事業者が負担し、運転指導の受講に係る事業者（リサイクル0）の経費は事業者（リサイクル0）が負担するものとする。
 - (4) 市は、第1号に基づいて建設事業者が実施した運転指導に関し、建設事業者の故意又は重過失が明らかである場合を除き、建設事業者に対していかなる責任も追及しないものとする。ただし、建設対象施設の試運転については、建設事業者は、自己の責任で実施し、事業者（リサイクル0）の故意又は重過失が明らかである場合を除き、事業者（リサイクル0）に対していかなる責任も追及しないものとする。
- 2 運営準備期間中における事業者（リサイクル0）の建設対象施設への立ち入り等に関して、次の各号のとおり規定する。
 - (1) 事業者（リサイクル0）は、事業（リサイクル0）の遂行に係る準備作業（以下「**運営準備作業**」）といい、運転指導の受講も含む。以下本条において同じ。）を目的として、建設対象施設が市に引き渡される以前から建設対象施設に立ち入ることができるものとし、建設事業者は、これに可能な範囲で協力するものとする。
 - (2) 事業者（リサイクル0）は、運営準備作業の際、自らの安全管理の責任を負うものとする。
 - (3) 市及び事業者（リサイクル0）は、事業者（リサイクル0）の運営準備作業中の事故等に関し、建設事業者の故意又は重過失が明らかである場合を除き、建設事業者に対していかなる責任も追及しないものとする。

(設備更新工事、異常事態発生時等の対応)

第6条 運営事業者又は事業者(リサイクル0)は、各自の運営対象施設の定期点検又は設備更新工事の実施など、他方の運営対象施設の通常運転に影響を及ぼす又はそのおそれのある場合には、事前に他方の事業者はその計画を通知し、必要な調整を行うものとする。

2 運営事業者又は事業者(リサイクル0)は、運営期間中に運営対象施設(DBO)又は運営対象施設(リサイクル0)のいずれかに事故、故障等の異常事態が発生し、他方の運営対象施設の通常運転に影響を及ぼす又はそのおそれのある場合には、速やかに他方の事業者に連絡し、協力して必要な対応を講じなければならない。

(特定調達品の供給等)

第7条 事業者(リサイクル0)が定期点検または設備更新工事を行うに際し、別紙2に定める特定調達品(以下「特定調達品」という。)の調達又は工事施工を事業者(DBO)に求めた場合には、事業者(DBO)は、合理的な理由なく、かかる要請を拒否してはならないものとする。また、事業者(DBO)は、特定調達品の調達又は工事施工の費用、納期等の条件について、事業者(リサイクル0)との信義に基づき誠実に協議し、それらを書面で定めるものとする。

(秘密保持)

第8条 市、事業者(DBO)及び事業者(リサイクル0)は、相手方から受領した秘密情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本協定の履行、事業(DBO)又は事業(リサイクル0)の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に市、事業者(DBO)又は事業者(リサイクル0)のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 市、事業者(DBO)及び事業者(リサイクル0)が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、市、事業者(DBO)及び事業者(リサイクル0)は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市、事業者(DBO)及び事業者(リサイクル0)につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザーに開示する場合

4 市は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、事業（DBO）又は事業（リサイクル0）のいずれかの事業契約が終了した日までとし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本協定の終了後も、前条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 市、事業者（DBO）及び事業者（リサイクル0）は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所をさいたま地方裁判所とすることに合意する。

(誠実協議)

第11条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、市、事業者（DBO）及び事業者（リサイクル0）が誠実に協議して定めるものとする。

[以下、余白]

以上の証として、本書の原本[]通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 () 月 日

(市) 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長 清水 勇人 印

(事業者 (DBO)) (代表企業)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(構成員 (マテリアルリサイクル推進施設担当))
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(運営事業者)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(事業者 (リサイクル0))
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

別紙 1

事業者間の提供資料

[下記内容は例示であり、本協定締結前に三者で協議をしたうえで決定する。]

- 1 事業者（DBO）が事業者（リサイクル0）に提供する資料
 - ① 組織体制
 - ② 竣工図
 - ③ 取扱い説明書
 - ④ 試運転報告書（予備性能試験を含む）
 - ⑤ 引渡性能試験報告書
 - ⑥ 単体機器試験成績書
 - ⑦ 機器台帳
 - ⑧ 機器履歴台帳
 - ⑨ 長寿命化計画書（保全計画）
 - ⑩ 予備品消耗品用具リスト
 - ⑪ 教育指導計画書

- 2 事業者（リサイクル0）が事業者（DBO）に提供する資料
 - ① 組織体制

以 上

特定調達品リスト

[運営対象施設（リサイクル0）に特定調達品が使用される場合に、
機器・部品、形式・仕様、数量、標準納期等の一覧を記載する。]

以 上